

新型コロナウイルス感染症の流行に伴う保険料の減免について（令和3年度実施分）

1. 保険料の減免の対象となる方

- (1) 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方 ⇒ 保険料を全額免除
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方で、年度ごとに減免対象要件の(i)~(iii)の全てに該当する方 ⇒ 保険料の一部を減額

2. 減免対象となる保険料

令和3年4月1日から令和4年3月31日に納期限のある令和2年度または、令和3年度の保険料

3. 収入減少にかかる対象要件および、減免額の算定について

- (1) 令和2年度保険料の減免について

①減免対象要件

世帯の主たる生計維持者が次の(i)~(iii)に該当すること。

- (i) 事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た令和2年の収入のいずれかが、令和元年に比べて10分の3以上減少していること
- (ii) 令和元年の所得の合計額が1,000万円以下であること
- (iii) 収入減少があった種類の所得以外の令和元年の所得の合計額が400万円以下であること

②減免額計算（減免額＝A×(B÷C)×D）

A：令和2年度保険料額

B：世帯の主たる生計維持者の減少があった収入にかかる令和元年の所得の合計額

C：世帯の令和元年の所得の合計額（世帯の主たる生計維持者及び世帯の被保険者の合計額）

D：主たる生計維持者の令和元年における所得の合計額に応じた減免割合

※令和2年度分の保険料は、令和3年の収入減少の見込みによる保険料減免の対象とはなりません。

- (2) 令和3年度保険料の減免について

①減免対象要件

世帯の主たる生計維持者が次の(i)~(iii)に該当すること。

- (i) 事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た令和3年の収入のいずれかが、令和2年に比べて10分の3以上減少する見込みであること
- (ii) 令和2年の所得の合計額が1,000万円以下であること
- (iii) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の令和2年の所得の合計額が400万円以下であること

②減免額計算（減免額＝A×(B÷C)×D）

A：令和3年度保険料額

B：世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる令和2年の所得の合計額

C：世帯の令和2年の所得の合計額（世帯の主たる生計維持者及び世帯の被保険者の合計額）

D：主たる生計維持者の令和2年における所得の合計額に応じた減免割合